委員会条例の一部改正について（案）

資料３

常任委員会の名称及び所管（第２条関係）

○第６１号議案「大阪府組織条例一部改正の件」の可決に伴う改正

（都市整備部と建築部の統合に伴う改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改　　正　　前 | 改　　正　　後 |
| **都市住宅常任委員会**  　都市整備部に関する事項  　大阪都市計画局に関する事項  　大阪港湾局に関する事項  **建築部に関する事項** | **都市住宅常任委員会**  　都市整備部に関する事項  　大阪都市計画局に関する事項  　大阪港湾局に関する事項 |

　※施行日は、令和４年４月１日